

下総基地も松戸駐屯地も 土地規制法の“注視区域”候補に！！

“機能阻害行為阻止のためと、周辺住民の行動チェック・規制”

「土地等利用状況審議会」において「土地規制法」に基づく第三回の指定候補として、全国 25 都道府県の 180 箇所が示されました(2023 年 9 月 11 日)。

「下総基地」も候補地として示されました。今後地元関係自治体(柏市・鎌ヶ谷市・白井市・松戸市)の意見聴取が行われ年内にも注視区域の指定が予定されています。

「松戸駐屯地」の関係自治体は松戸市・鎌ヶ谷市・市川市です。

土地規制法の問題点は

○外国人が基地周辺の土地を取得することは安全保障上問題があるということでこの法律が作られましたが、国会での政府答弁では「外国人の土地取得によって基地機能が阻害されているような事実はない」と立法事実がないのです。

○重要施設(自衛隊基地・米軍基地・原発・空港など)の周辺 1kmほどが規制されますが、「特別注視区域」では 200 m²以上の土地・建物等の売買には事前届出義務もあります。

○戦前の「要塞地帯法」の拡大版といわれるよう、市民への徹底した監視・規制が行われることになります。(海渡弁護士)



《ちなみに今回千葉県下の候補地は?》

: 次世代装備研究飯岡支所、飯岡受信所、峯岡山分屯基地、館山航空基地・タカン局、市原送信所、など 6 箇所が「特別注視区域」に。

: 習志野駐屯地、習志野高射教育訓練場、木更津飛行場、木更津航空補給処、木更津分屯基地、下総航空基地、松戸支処、柏送信所、高射学校、三舟山無人中継所など 11 箇所が「注視区域」に。

☆これまでに全国で 219 箇所が指定されており今回の分を加えると約 400 箇所になります(最終的に 600 箇所)。

Q. 指定されるとどうなるの？

: 下総基地から周辺 1km=高柳駅・六実駅・新鎌ヶ谷駅・西白井駅までの間で下総基地の機能阻害行為の存否が調査・チェックされます。松戸駐屯地から 1kmは五香駅・大町駅・県立松戸国際高校・鎌ヶ谷西校となり、くぬぎ山は全域規制対象です。(機能阻害行為とは何なのかよく分からない?)

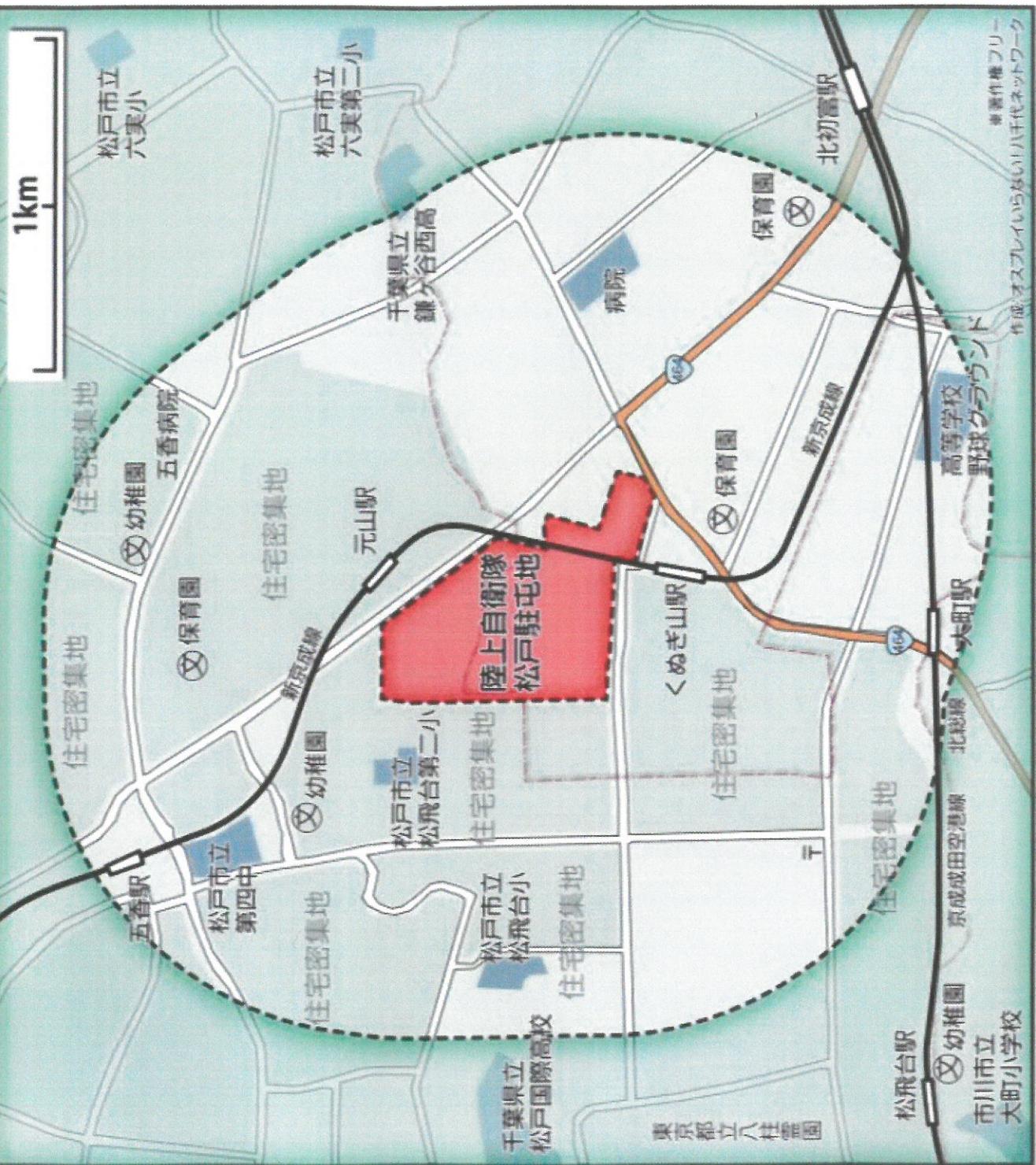
“住民の行為が基地の機能を阻害する行為と国が判断すればその行為をやめるよう勧告・

命令を受けます。もし従わなければ 2 年以下の懲役か 200 万円の罰金の刑罰があります。”

戦前の「要塞地帯法」そのもの

“戦争する国”の規制法です。

陸上自衛隊松戸駐屯地、周囲約1キロメートルの目安図



やまの会
この指とまれ

佐藤 444-0806
津久井 444-5262
藤代 445-9144

2023年11月